

=====公布された規則のあらまし=====

◇鳥取県物品事務取扱規則の一部改正について

1 規則の改正理由

物品事務を効率的に行うため、別途確認が可能な不用品の処分については承認を要しないこととする。

2 規則の概要

- (1) 知事の承認を必要としない不用品の処分に、機器等の更新によって不用となった機器等の処分を加える。
- (2) 施行期日は、平成25年4月1日とする。